第3章 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに市災害対策本部を設置し、全庁を挙げて災害対策活動に従事する必要がある。したがって、適切な応急活動を行うため、市 災害対策本部における役割分担を明らかにするとともに、その初動体制、組織及び事務分掌を定 める。

その際、全職員は、以下のプロアクティブ原則(千葉県地域防災計画に基づく)を基本理念と し、危機意識を共有して、行動するものとする。

- ・ 疑わしいときは行動せよ
- ・ 最悪事態を想定して行動せよ
- ・ 空振りは許されるが見逃しは許されない

第1節 市災害対策本部設置前の活動体制

災害応急活動体制については、次に定めるほか、以下の対策を実施する。

■準用元

地震災害対策編 第3章 「第1節 災害応急活動体制」

第1 市災害対策本部設置前の活動体制

【市各班】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合や市内で被害が発生した可能性がある場合、迅速な対応を図るため、市災害対策本部が設置されるまでの間は、準備配備又は注意配備、警戒配備の体制により、災害応急活動を行うものとする。配備基準は次のとおりとする。

表 3-1-1 市災害対策本部設置前の配備基準

配備体制	配備基準	備考 (水防計画における体制)
準備配備	ア 東葛飾地方及び隣接する区域に次の注意報等の 1 以 上が発表若しくは伝達され、土木部長、市民生活部長 及び消防長が協議し、必要と認めたとき (ア)気象業務法に基づく予報 a. 大雨注意報 (イ)水防団待機水位(指定河川)	水防準備体制
注意配備	ア 東葛飾地方及び隣接する区域に次の注意報等の 1 以 上が発表若しくは伝達され、土木部長、市民生活部長 及び消防長が協議し、必要と認めたとき (ア)気象業務法に基づく予報 a. 大雨注意報 b. 洪水注意報 (イ)水防法に基づく予報 a. 指定河川の氾濫注意情報	水防注意体制
警戒配備	ア 流山市に次の警報等の 1 以上が発表され、市長が必要と認めたとき (ア)気象業務法に基づく予報 a. 大雨警報 b. 暴風警報 c. 洪水警報 (イ)水防法に基づく予報 a. 指定河川の氾濫警戒情報 イ 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。	水防警戒体制水防本部設置

なお、各配備の決定等に際し、次の職の者の連絡不能等による職務の代行順位は以下のとおり とする。

職名	第1順位	第 2 順位
市長	副市長	土木部長
各課長	各課課長補佐	_

1 準備配備

(1) 準備配備の決定

- ア 流山市域及び隣接市域に次の注意報等の 1 以上が発表若しくは伝達されたとき、又は、深 夜から明け方に次の注意報の発表が予想され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、 必要と認めたとき
 - (ア)気象業務法に基づく予報
 - a. 大雨注意報
 - (イ)水防団待機水位(指定河川)

1章

予

防

計画

- イ 河川課長及び防災危機管理課長は、準備配備を実施する基準に照らして、準備配備の必要 があると判断した場合は、土木部長、市民生活部長及び消防長に、所要の意見を具申するも のとする。
- ウ 上記意見具申を受けて、土木部長、市民生活部長及び消防長は協議して準備配備を決定し、 河川課長及び防災危機管理課長に対して所要の指示をする。

(2) 準備配備の伝達等

- ア 防災危機管理課長は、準備配備の決定及び市長の指示等を、課業時間内は庁内放送及び庁 内情報システムにより、課業時間外はメール及び電話により、各部長等に伝達するとともに、 千葉県防災危機管理部、流山警察署警備課に報告・通報するものとする。
- イ 各部長等は、伝達を受けた内容を各課長等に対して伝達するとともに、所要の指示をする ものとする。
- ウ 防災危機管理課長と秘書広報課長は相互に協力し、防災行政無線、安心メール及び報道機 関を通じて、準備配備の決定及びその他必要な事項を市民に広報するものとする。

(3) 配備人員の基準

- ア 防災危機管理課の全職員
- イ 各課長等が予め指名する職員
- ウ 河川課、道路管理課、消防防災課の課長及び職員数名
- エ 災害の発生その他の状況により必要と認める範囲

(4) 職員の参集

- ア 各課長等は、準備配備決定の伝達を受けた場合は、予め指定した職員を参集させ、所要の 指示をするものとする。この際、予め指定した職員が参集出来ない可能性がある場合は、他 の職員を参集させるものとする。
- イ 予め指定された職員は、報道等によって、準備配備基準に該当する災害情報を覚知した場合及び課長等から参集を命ぜられた場合は、速やかに参集し、所要の業務に従事するものとする。

(5) 情報の収集及び分析

- ア 各課長等は、被災状況等に関する情報を収集し、防災危機管理課に通報するものとする。
- イ 河川課長及び防災危機管理課長は、自ら得た情報と各課等から通報のあった情報を一元的 に分析し、所要の内容を、庁内情報システム、千葉県防災情報システム及びメールを活用し て、庁内、千葉県防災危機管理部、流山警察署警備課等に報告・通報するとともに、安心メー ル及び防災行政無線等を活用して市民に周知するものとする。

(6) 準備配備の終了

準備配備の終了及びその伝達等は、次の基準に照らし、決定に準じて実施するものとする。 ア 災害が現に生じておらず、かつ、生じるおそれがないと認めるとき

風水害等対策編

- イ 災害は生じているが、その程度が、平素の態勢をもって対処することが可能であり、これ が拡大するおそれは無いと認めるとき
- ウ その他、必要なしと認めるとき

2 注意配備

(1) 注意配備の決定

- ア 河川課長及び防災危機管理課長は、注意配備を実施する基準に照らして、注意配備の必要 があると判断した場合は、土木部長、市民生活部長及び消防長に、所要の意見を具申するも のとする。
- イ 上記意見具申を受けて、土木部長、市民生活部長及び消防長は協議して注意配備を決定し、 河川課長及び防災危機管理課長に対して所要の指示をする。

3 警戒配備

(1) 警戒配備の決定

- ア 河川課長及び防災危機管理課長は、警戒配備を実施する基準に照らして、警戒配備の必要 があると判断した場合は、土木部長、市民生活部長及び副市長の指示を受け、状況により、直 接市長に所要の意見を具申するものとする。
- イ 市長は、自らの判断又は上記意見具申を受けて、警戒配備及び水防本部の設置を決定し、 河川課長及び防災危機管理課長に対して所要の指示をする。

(2) 配備人員の基準

- ア 防災危機管理課の全職員
- イ 水防本部の本部員、全班長のほか、各班長が定めた所属職員、各公共施設の管理者
- ウ 災害の発生その他の状況により必要と認める範囲

(3) 職員の参集

- ア 各課長等は、警戒配備決定の伝達を受けた場合は、予め指定した職員を参集させ、所要の 指示をするものとする。この際、予め指定した職員が参集出来ない可能性がある場合は、他 の職員を参集させるものとする。
- イ 予め指定された職員は、報道等によって、準備配備基準に該当する災害情報を覚知した場合及び課長等から参集を命ぜられた場合は、速やかに参集し、所要の業務(水防本部の事務等については、本章第2節「第2 水防組織」を参照。)に従事するものとする。
- (4) 配備検討会議※風水害については、水防本部の組織体制に準ずる。

ア目的

収集・分析した情報を共有しつつ、市としての対処方針及び所要の処置事項を決定する。

イ 構成員

市長

副市長

教育長

上下水道事業管理者

総合政策部長

総務部長

財政部長

市民生活部長

健康福祉部長

子ども家庭部長

経済振興部長

環境部長

まちづくり推進部長

土木部長

議会事務局長

生涯学習部長

消防長

防災危機管理課長

ウ 議長等

議長	市長
議事進行	市民生活部長又は防災危機管理課長
事務局長	防災危機管理課長

エ 場所及び配置

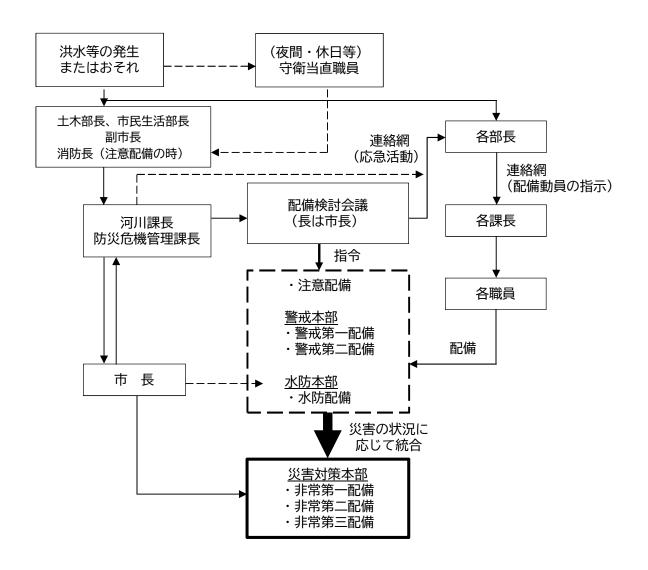
場所	流山市役所第1庁舎庁議室
配置	災害対策本部室の配置に準ずる。

才 招集

配備検討会議は、議長が必要の都度招集する。また、招集の伝達は、防災危機管理課が、勤務時間中においては庁内放送等を通じて行い、勤務時間外においてはメール及び電話を用いて実施する。

カ 第1回開催時間

課業時間内に発災した場合	発災1時間後を基準
課業時間外に発災した場合	発災2時間後を基準



予防計

画

第2節 水防本部 【水防】

第1 水防本部の設置と配備体制

【災対本部事務局・河川班・消防本部】

1 水防本部の設置

次のいずれかに該当する場合であって市長(水防管理者)が水防の警戒体制を図る必要があると認めるとき、流山市水防本部を設置する。

- ア 関係官署から水防に関する予報及び警報が発せられ、被害発生のおそれがあるとき。
- イ 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。

2 水防本部の設置場所

流山市水防本部の設置場所は、流山市役所第1庁舎庁議室とする。ただし、必要に応じてその 場所を変更することができる。

3 水防本部の解散

水防管理者は、次のいずれかに該当する場合、流山市水防本部を解散する。

- ア 指定河川が氾濫注意水位以下に減水し、また雨水出水の危険のおそれが解消したとき。
- イ 県水防本部 (東葛飾土木事務所) から水防解除指令を受けたとき。
- ウ 水防本部が災害対策本部に移行、吸収される場合の解散は、災害対策本部の指示による。

4 災害対策本部との関係

市長が災害対策本部を設置し、水防本部が災害対策本部に移行、吸収される場合の基準は次のとおりとする。

- ア 江戸川氾濫危険情報が発表されたとき (避難指示の発令を判断)
- イ 上記以外の河川に災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、 市長が必要と認めたとき

なお、上記イのように災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合には 災害対策本部を設置するが、そこまで至らない場合で、集中豪雨等による市内中小河川の氾濫や 低地での内水氾濫による被害が発生した場合には、水防本部を設置し、対策活動を実施する。

水防本部と災害対策本部の組織の対応関係については、図 3-2-1 に示している。また、水防本部の配備基準は次のとおりである。

表 3-2-1 水防本部の配備基準

	配備基準	配備人員
水防本部設置前 水防準備体制	ア 東葛飾地方及び隣接する区域に次の注意報等の 1 以上が発表若しくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき(ア)気象業務法に基づく予報※ a. 大雨注意報 (イ)水防団待機水位(指定河川)	防災危機管理 課、河川課、道路 強設課、消防長 建課の が職員 数名 び職員 数名
水防本部設置前 水防注意体制	ア 東葛飾地方及び隣接する区域に次の注意報等の 1 以上が発表若しくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき(ア)気象業務法に基づく予報※a. 大雨注意報b. 洪水注意報(イ)水防法に基づく予報a. 指定河川の氾濫注意情報	防災危機管 課、河川課、道路 管理課、道路 設課、下 設課、下 設課、下 設課 の 数名
水防本部設置 水防警戒体制	ア 次の警報の1以上が発表され、水防管理者(市長)が必要と認めたとき(ア)気象業務法に基づく予報。. 大雨警報。. 大雨警報。. 洪水警報(イ)水防法に基づく予報。. 指定河川の氾濫警戒情報 イ 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。	本部員、全班長 のほか、各班長 が定めた所属 職員 各公共施設の 管理者
水防本部を廃止 し、災害対策本部 へ移行	ア 次の警報が発表されたとき (ア)水防法に基づく予報 a. 指定河川の氾濫危険情報 イ 河川に災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき	_

第2 水防組織

水防組織は次のとおりとし、警戒配備に準じた配備人員とする。

予

防

計

画

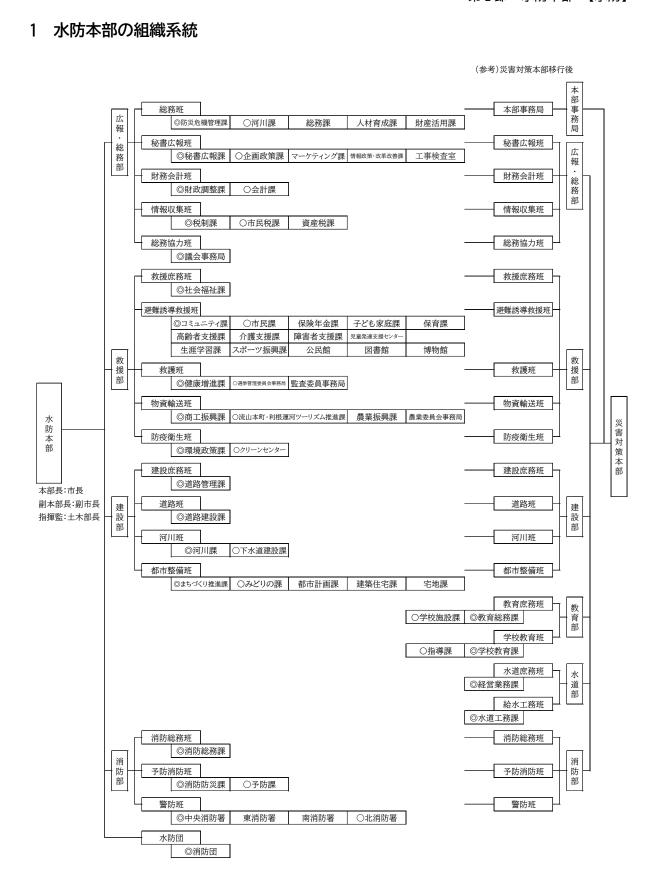


図 3-2-1 市水防本部組織図

表 3-2-2 本部室構成

本部	本部長	市長
	副本部長	副市長
	指揮監	土木部長
	本部員	教育長
		上下水道事業管理者
		総合政策部長
		総務部長
		財政部長
		市民生活部長
		健康福祉部長
		子ども家庭部長
		経済振興部長
		環境部長
		まちづくり推進部長
		会計管理者
		議会事務局長
		選挙管理委員会事務局長
		監査委員事務局長
		農業委員会事務局長
		教育総務部長
		学校教育部長
		生涯学習部長
		消防長
		水防団長(消防団長)
		その他本部長が必要と認めた者

1章

則

3章

2 水防本部の事務分掌

表 3-2-3(1) 水防本部の編成及び本部の事務分掌(1/4)

本部設置時の職名	平常時の職名	事務分掌
本部長	市長	水防本部の事務を総括する。
副本部長	副市長	本部長を補佐し、水防事務の円滑な実施を図る。
指揮監	土木部長	本部長、副本部長を補佐し、その命を受けて分掌 事務を掌理し、本部員を指揮監督する。
本部員	教上総総財市健子経環ま会議選長監農教学生消水育下合務政民康ど済境ち計会学 査業育校涯防防長道策長 語出家興長く理務理 員員務育習 長人 選長 長	本部長、副本部長及び指揮監を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、班を指揮監督する。

表 3-2-3(2) 水防本部の編成及び各班の事務分掌(2/4)

部	班	事務分掌
【総務部】	秘書広報班	1 本部長、副本部長の秘書に関すること。
◎市民生活部長	◎秘書広報課長	2 水防情報関係の広報に関すること。
○総務部長	○企画政策課長	3 災害時の記録及び撮影に関すること。
総合政策部長	マーケティング課長	4 報道機関との連絡に関すること。
財政部長	情報政策・改革改善課長	
会計管理者	工事検査室長	
議会事務局長	総務班	1 水防本部の設置及び本部室の運営に関すること。
	◎防災危機管理課長	2 職員の動員配置及び労務供給に関すること。
	○河川課長	3 水防対策従事者名簿の作成に関すること。
	総務課長	4 水防情報の総括及び報告に関すること。
	人材育成課長	5 警報の伝達に関すること。
	財産活用課長	6 高齢者等避難に関すること。
		7 関係機関との連絡調整に関すること。
		8 各部各班との連絡調整に関すること。
		9 県・市防災行政無線の運用統制に関すること。
		10 流山市部設置条例(以下「部設置条例」という。)
		第1条に規定する総合政策部、総務部及び財政部の
		所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する
		こと。
	다. 그 사 스 그 가 다	11 部の庶務に関すること。
	財務会計班	1 災害時の応急財政措置に関すること。
	◎財政調整課長	2 災害関係経費の出納に関すること。
	○会計課長	3 義援金品の受領、保管及び礼状に関すること。
		4 非常用備品等の購入に関すること。
	情報収集班	1 水防情報の収集及び伝達に関すること。
	◎税制課長	2 被害の調査及び集計に関すること。
	○市民税課長	
	資産税課長	
	総務協力班	1 部内他班の協力に関すること。
	◎議会事務局次長	
	I	

計画

表 3-2-3(3) 水防本部の編成及び各班の事務分掌(3/4)

部	班	事務分掌
【救援部】	救援庶務班	1 部内各班との連絡調整に関すること。
◎健康福祉部長	◎社会福祉課長	2 福祉会館等の避難所開設協力に関すること。
○環境部長		3 部の庶務に関すること。
子ども家庭部長	避難誘導救援班	1 避難所の開設・運営に関すること。
経済振興部長	◎コミュニティ課長	2 避難所への誘導に関すること。
選挙管理委員会	○市民課長	3 避難所の記録簿及び物品受払簿の作成に関する
事務局長	保険年金課長	こと。
監査委員事務局	子ども家庭課長	4 避難所の秩序維持に関すること。
長	保育課長	5 市民等の安否確認及び緊急保護に関すること。
農業委員会事務	高齢者支援課長	6 避難行動要支援者に対する巡回相談に関するこ
局長	介護支援課長	と。
生涯学習部長	障害者支援課長	7 避難所外被災者への支援に関すること。
	児童発達支援センター長	8 避難者に対する入浴サービスの提供に関するこ
	生涯学習課長	と。
	スポーツ振興課長	9 帰宅困難者対策に関すること。
	公民館長	10 避難所の防犯活動に関すること。
	図書館長	11 社会教育施設の応急修理に関すること。
	博物館長	12 教育施設に係る避難所開設協力に関すること。
		13 文化財の保護及び復旧に関すること。
		14 炊き出しの協力に関すること。
	救護班	1 救護所の開設・運営に関すること。
	◎健康増進課長	2 被災者の医療及び助産に関すること。
	○選挙管理委員会事務	3 医療機関との連絡調整に関すること。
	局次長	4 医療品及び衛生機(器)材の調達及び保管に関す
	監査委員会事務局次	ること。
	長	5 被災者の身体及び心のケアに関すること。
		6 衛生関係被害状況の調査及び報告に関すること。
		7 感染症予防対策に関すること。
		8 保健活動に関すること。
		9 保健師・看護師の集約に関すること
	物資輸送班	1 生活必需品の調達、支給及び配送に関すること。
	◎商工振興課	2 主要食糧の確保、支給及び配送に関すること。
	○流山本町・利根運河	3 商工業関係被害の調査及び報告
	ツーリズム推進課長	4 農業関係被害の調査及び報告に関すること。
	農業振興課長	5 商工会議所等関係団体との連絡調整に関するこ
	農業委員会事務局次	と。
	長	6 罹災中小企業者に対する金融措置に関すること。
		7 農業関係者への資金融資等に関すること。
	防疫衛生班	1 災害時の防疫及び消毒に関すること。
	◎環境政策課長	2 災害時のし尿及びごみの処理に関すること。
	○クリーンセンター所	
	長	
_	長	

表 3-2-3(4) 水防本部の編成及び各班の事務分掌(4/4)

部	班	事務分掌
【建設部】	建設庶務班	1 部内各班との連絡調整に関すること。
◎まちづくり推進	◎道路管理課長	2 災害時の道路管理に関すること。
部長		3 障害物の除去に関すること。
○上下水道事業管		4 建設資機材の確保に関すること。
理者		5 建設団体等との連絡調整に関すること。
		6 部の庶務に関すること。
	道路班	1 道路及び橋梁の巡視、応急修理及び復旧に関する
	◎道路建設課長	こと。
	河川班	1 水防技術に関すること。
	◎河川課長	2 河川の巡視、応急修理及び復旧に関すること。
	○下水道建設課長	3 下水道施設の巡視、応急修理及び復旧に関するこ
		と。
		4 水門の監視及び操作に関すること。
		5 樋管等閉鎖による内水のいっ水防止に関するこ
		と。
		6 千葉県湛水防除事業流山排水機場の操作に関す
		ること。
	都市整備班	1 部内他班の協力に関すること。
	◎まちづくり推進課長	2 交通規制に関すること。
	○みどりの課長	3 交通安全対策に関すること。
	都市計画課長	4 交通機関等との連絡調整に関すること。
	建築住宅課長	5 市営住宅の応急修理及び復旧に関すること。
次化十分1	宅地課長	1 が中々近しの海処理動に関すってし
消防部	消防総務班	1 部内各班との連絡調整に関すること。 2 消防に係る関係機関との連絡に関すること。
◎消防長	◎消防総務課長	
		3 消防本部及び消防署の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関すること。
		の調査及び報告に関すること。 4 部の庶務に関すること。
	 予防消防班	1 消防隊の総括運用及び指令に関すること。
	17的有的近 ◎消防防災課長	1 捐別隊の総括運用及び指すに関すること。
	○ ○ ○	3 雨量、水位等の観測及び報告に関すること。
		4 消防職員及び水防団員(消防団員)の非常参集に
		関すること。
		6 消防の相互応援に関すること。
		7 水防資機材の調達に関すること。
	警防班	1 警戒区域の設定に関すること。
	□◎中央消防署長	2 河川、堤防等の巡視、警戒、防ぎょに関すること。
	東消防署長	3 水防工法に関すること。
	南消防署長	4 避難活動に関すること。
	○北消防署長	5 現場広報に関すること。
消防団	1	1 河川、堤防等の巡視、警戒及び水位の観測に関す
◎水防団長(消防団	長)	ること。
		2 水防工法に関すること。
		3 避難活動に関すること。
注) 1) ○印は タ郭の		1

- 注)1) ◎印は、各部の部長及び各班の班長とする。
 - 2) 〇印は、各部の副部長及び各班の副班長とする。
 - 3) 各班の所属職員は、班の欄に記載するそれぞれの課等の長が業務を掌理する課等に所属する職員とする。 ただし、河川課の課長は当該課の職員のうちから総務班及び河川班に配置する職員をあらかじめ指定しておくものとする。

防計画

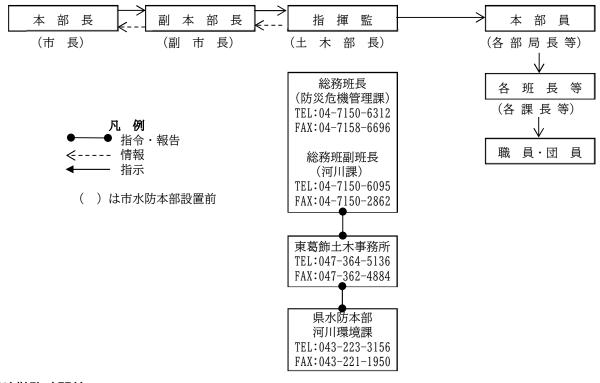
3 水防本部の配備体制

配備基準	主な水防事務及び水防活動
水防本部設置前	・水防に関する情報連絡を行う。
	・ 水防団は連絡・待機体制とする。
水防準備体制	
	・水防に関する情報連絡に必要な体制を確保する。
	・ 雨量、水位観測施設等を活用し雨量、水位情報を把握する。
	・ テレビ、インターネット(「千葉県 防災ポータルサイト」、「防災気象情報」
	等)、FAX を活用し気象情報を把握する。
水防本部設置前	・水防資器材を準備する。
	・ 水門、樋門、樋管等の施設管理者と連絡をとり、必要な対策(操作確認)
水防注意体制	を行う。
	・ 災害時の協力体制にある機関との連絡先を再確認する。
	・ 必要に応じて巡視を行い、異状の有無を河川課長に報告する。
	・ 水防団は第1次又は第2次出動体制に移る。
	・避難準備情報(要援護者避難情報)発令を判断する。
	・「水防注意体制」による水防事務及び水防活動を続行する。
	・ 市道並びに重要水防区域の巡視を行い、異状の有無を水防本部に報告する。
水防本部設置	・ 水門、樋門、樋管等の操作・運転状況を確認する。
	・・被害状況を調査し、水防本部及び県水防本部に報告する。
水防警戒体制	・ 関係機関と協力して警戒配置につき、被害箇所の水防作業を実施する。 ・ 高齢者等避難等の発令を判断する。発令される場合は誘導を行う。
CHITTING COLD	・「同断有守延無守の光市を刊刷する。光市される場合は誘导を行う。 ・ 避難所開設の準備を行う。
	・
水防本部を廃止	- 小沙山はカッグ山地でです。
し、災害対策本部	_
一へ移行	
"I2 1 3	

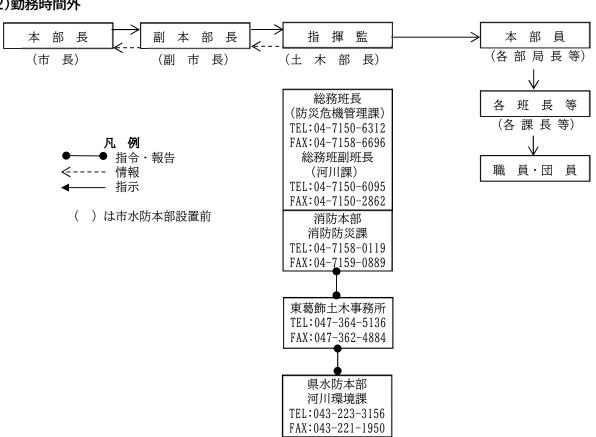
第3 水防本部の連絡系統

連絡系統

(1)勤務時間内



(2)勤務時間外



予

防計

画

2 通信・連絡

水防管理者、水防団長又は消防長は、水防上緊急を要する通信を行う場合、次に挙げる通信施設を使用することができる。(法第27条第2項)

水防関係機関の連絡先は第3章 第4節 第3の1の「(2) 洪水予報・水防警報伝達系統概略 図」に示す。

(1) 通信設備

- ア 一般加入電話施設
- イ 防災行政無線施設
- ウ 安心メール
- エ 県防災行政無線・県防災情報システム

(2) 代替通信機能

- ア 一般加入電話における災害時優先電話
- イ 東日本電信電話(株) (NTT 東日本) の非常・緊急通話
- ウ 非常無線通信
- エ 他機関の通信設備
- 才 放送機能
- カ 使送による通信連絡

第4 河川工作物の操作

樋門、樋管の操作の要領は次のとおり。

- ア 水防管理者は、あらかじめ樋門、樋管(以下「河川工作物」という。)の操作員を選定しておくものとする。
- イ 操作員は、河川管理者の定める操作要領等に基づき操作するものとする。
- ウ 水防管理者は、気象条件により出水等が予測されるときは、直ちに河川工作物の点検を操作員に、行わせなければならない。
- エ 水防管理者は、操作要領等に基づき、河川工作物の操作、その他の必要な事項について操作員に熟知させておくものとする。
- オ 河川工作物の所在及び操作員は、第2章 第4節 第1の「3河川改修等の事業の促進」 に示す。

第5 巡視及び警戒

水防管理者は、出水前より各消防署及び水防団により堤防の巡視に当らせる場合において、水 防団自身の安全確保に留意するものとする。

巡視に関し必要な事項は次に定めるものとする。

1 堤防の巡視における注意点

- ア 堤防の表面又は漏水・湧水の状況
- イ 堤防の亀裂の有無
- ウ 堤防や傾斜地周辺の建築物・構造物等の損壊の状況
- エ 周辺における住民及び滞在者の数
- オ 付近の降雨量
- カ その他二次災害予防又は応急対策上参考となる事項

2 重要水防箇所

重要水防箇所は、河川管理者と水防管理者及び消防機関等が合同で点検を行うなど、平常時から警戒するとともに、洪水時は、河川の監視及び警戒をさらに厳重にしなければならない箇所である。なお、重要水防箇所は参考資料に示す。

《資料8・9》

3 巡視結果の連絡

巡視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見した場合は、直ちに水防管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。

連絡を受けた水防管理者は、直ちに国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所及び東葛飾土木事務所に連絡するものとする。

4 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属するものは、 警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入を禁止し、若しくは制限し、 又はその区域からの撤去を命ずることができる。(水防法第 21 条)

第6 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、参考資料に示す。《資料 13》

害

予防

計

第7 緊急通行

1 緊急通行

る。

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者 並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空 地及び水面を通行することができる。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻

等を考慮して、水防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先す

2 損失補償

本市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を 補償するものとする。

第8 決壊時の処置並びに決壊後の処置

1 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者(関係機関・団体)に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には 市長に避難情報の発令に資する事象として情報提供するものとする。

特に、暫定堤防区間における危険水位が現況堤防高から余裕高を引いた(スライドダウンを行わない)高さを原則として設定されていることから、断面不足等に起因する漏水等に関する危険 情報が洪水予報や水位到達情報に反映されていない。

そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報 されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と 確認しておくものとする。

2 決壊・漏水等の通報系統

決壊・漏水等の通報系統は、通報先の関係市町村については、河川等の管理者が氾濫(決壊又は溢流)想定地点(例えば、浸水想定区域を指定した河川については、浸水解析で設定した氾濫想定地点)ごとに氾濫水の到達が想定される市町村を整理したものや、漏水発生状況等の確認を開始する水位及び重点的に確認を行う区間を、事前に関係水防管理団体に提示することとする。

3 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第9 費用負担と公用負担

1 費用負担

本市の水防に要する費用は、水防法第 41 条により本市が負担するものとする。ただし、本市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあっせんを申請するものとする。

- (1)法第23条の規定による応援のための費用
- (2)法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

2 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場に おいて次の権限を行使することができる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた民間事業者等は上記①から④(②における収用を除く。)の権限を行使することができる。

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあっては、 その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、公用負担権限委任証を携行し、必 要がある場合は、これを提示しなければならない。なお、水防管理者から委任を受けた民間事業 者等にあっては、水防活動委任証をもって公用負担権限委任証に代えることとする。

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

防計画

第10 安全配慮

水防にあたる応急対策従事者の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導 や水防作業の際も、応急対策従事者自身の安全は確保しなければならない。

- 一水防にあたる応急対策従事者自身の安全確保のために配慮すべき事項ー
 - ・水防活動時には、ライフジャケットを着用する。
 - ・ 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機 器を携行する。
 - ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
 - ・水防活動は、原則として複数人で行う。

第11 被害あるいは変状についての調査

地震や水害によって堤防の強度が低下した場合、堤防の亀裂や、湧水の発生等、何らかの変状が見られる可能性が高い。このような変状の有無を調査し、変状が発見された箇所については迅速に応急補強工事を実施する必要がある。

市は、災害発生後直ちに、浸水区域等の有無の確認及び警戒に当たり、指定河川等の河川堤防の被害や変状について、周辺住民からの情報を収集するとともに現地を調査し、次に掲げるような項目を把握するものとする。

なお、調査結果については、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所、県東葛飾土木事務 所に報告するものとする。

- ア 堤防の表面又は漏水・湧水の状況
- イ 堤防の亀裂の有無
- ウ 堤防や傾斜地周辺の建築物・構造物等の損壊の状況
- エ 周辺における住民及び滞在者の数
- オ 付近の降雨量
- カ その他二次災害予防又は応急対策上参考となる事項

第12 応急対策・応急復旧

調査の結果、危険性が高いと判断された堤防については、関係機関や地域住民に周知を図り、 土のう積み等の応急工事の実施、警戒避難体制の整備等の応急対策を行い、被害が拡大しない措 置を講じるものとする。なお、応急工事に際しては、特に充分な注意、監視を行いながら実施す るものとする。

風水害等対策編

堤防の破壊等については、クラック等に雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等を覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機場等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努めるものとする。

第13 避難

堤防の変状や降雨量の状況等から、災害発生の危険が予想され、又は危険が切迫していると考えられるときは、関係住民に対して次のような避難指示を行うものとする。

なお、避難指示については本章第7節第2「2 避難指示等」による。

第14 水防配備の解除

1 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、高潮のおそれがなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、所轄建設事務所を通じ県水防本部に報告するものとする。

2 水防団の非常配備の解除

水防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した 資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

画

3章

第3節 市災害対策本部

第1 市災害対策本部

【災対本部事務局・全職員】

市は、市域で災害が発生した場合、国、県及び防災関係機関と連携し、また、民間団体、住民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援・救護に努め、被害の拡大を最小限に止める必要がある。このため市は、防災対策の中枢機関として市災害対策本部を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたるものとする。

市災害対策本部の配備基準は以下のとおりとする。

体制区分 配 備 基 準 配備人員 ア 局地災害が発生した場合又は大規模な 本部員 災害が発生するおそれがある場合等で、 全班長 第1配備 本部長が必要と認めたとき 各班長が定めた所属職員 イ その他の状況により本部長が必要と認 の概ね 1/3 めるとき ア 大規模な災害が発生したとき イ 市全域にわたり大規模な災害が発生す 本部員 市災害対策本部 るおそれがある場合で、本部長が必要と 全班長及び副班長 第2配備 認めたとき 各班長が定めた所属職員 ウ その他の状況により本部長が必要と認 の概ね 2/3 めるとき ア 市全域にわたり大規模な災害が発生し た場合で、本部長が必要と認めたとき イ 災害救助法(昭和22年法律第118号)に 第3配備 職 全 員 よる救助を適用する災害が生じたとき ウ その他の状況により本部長が必要と認 めるとき

表 3-3-1 配備基準

なお、市災害対策本部において、次の職の者の連絡不能等による職務の代行順位は以下のとおりとする。

職名	第1順位	第2順位	
市長	副市長	市民生活部長	
各課長	各課課長補佐		

[≪]災害対策基本法第23条の2、流山市災害対策本部条例(資料5)≫

注) 消防部については、消防本部が定める計画による。

1 市災害対策本部設置の決定

市は、以下の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害対策本部を設置する。設置基準は次のとおりとする。

- ア 市域に特別警報(大雨、暴風、暴雪雨、大雪)が発表され、市長が必要と認めたとき
- イ 水防法に基づく予報のうち、指定河川の氾濫危険情報が発表されたとき
- ウ 風水害等による局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合 で、市長が必要と認めるとき
- エ 災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号) による救助を適用する災害が生じたとき
- オ 災害の発生その他の状況により必要と認めるとき
 - (ア) 防災危機管理課長及び河川課長は、上記の基準に照らして、災害対策本部設置の必要があると判断した場合は、市民生活部長及び副市長の指示を受け、状況により、直接、市長に、所要の意見を具申するものとする。
 - (イ) 市長は、自らの判断又は上記意見具申を受けて、対策本部の設置を決定し、防災危機 管理課長及び河川課長に対して所要の指示をする。
- カ 以下の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、市長が 必要と認めたとき
 - (ア) 本市の一部が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき
 - (イ) 特に大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
 - (ウ) 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長時間を要すると見込まれるとき

2 市災害対策本部の組織構成及び機能

市災害対策本部の組織構成及び機能における対応は、地震災害対策編に準じて行うこととする。 なお、風水害時においては、河川課長は当該課の職員のうちから災対本部事務局及び河川班に配 置する職員をあらかじめ指定しておくものとする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第1節 第2 「2 災害対策本部の組織構成及び機能」

3 災害対策本部設置の伝達等

災害対策本部設置の伝達等における対応は、地震災害対策編に準じて行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第1節 第2 「3 災害対策本部設置の伝達等」

計画

4 職員の参集

職員の参集における対応は、地震災害対策編に準じて行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第1節 第2 「4 職員の参集」

5 市災害対策本部の場所及び配置

市災害対策本部の場所及び配置における対応は、地震災害対策編に準じて行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第1節 第2 「5 市災害対策本部の場所及び配置」

6 市災害対策本部の運営

市災害対策本部の運営における対応は、地震災害対策編に準じて行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第1節 第2 「6 市災害対策本部の運営」

7 本部及び本部職員の腕章等

本部及び本部職員の腕章等における対応は、地震災害対策編に準じて行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第1節 第2 「7 本部及び本部職員の腕章等」

8 市災害対策本部の廃止

本部及び本部職員の腕章等における対応は、地震災害対策編に準じて行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第1節 第2 「8 市災害対策本部の廃止」

第2 国、県及び防災関係機関との連携

【災対本部事務局・各班】

国、県及び防災関係機関との連携における対応は、地震災害対策編に準じて行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第1節 「第3 国、県及び防災関係機関との連携」

第3 災害救助法の適用手続等

【救援庶務班】

災害救助法の適用手続等においては、災害救助法の適用基準・条件や災害が発生するおそれが ある場合の適用条件、滅失世帯の算定基準、災害救助法の適用手続、災害救助法による救助の内 容、救助業務の実施者等の対応を行うこととする。

■準用元

震災害対策編 第3章 第1節 「第4 災害救助法の適用手続等」

画

第4節 情報の収集・伝達計画

市は、災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、災害救助法の適用等を速やかに判断できるよう、被害状況の的確な把握に努めるものとする。

また、特別警報が発表された場合は、数十年に一度しかない非常に危険な状況にあり、市は直 ちにその事項を市民及び関係機関に周知する措置をとるものとし、市民は周囲の状況や市から発 表される避難指示などの情報に留意する。

第1 気象注意報・警報等の伝達

【河川班・災対本部事務局・情報収集班・予防消防班】

1 気象注意報・警報等の伝達系統及び方法

(1) 伝達系統

気象警報等は、次のような経路で本市に伝達される。

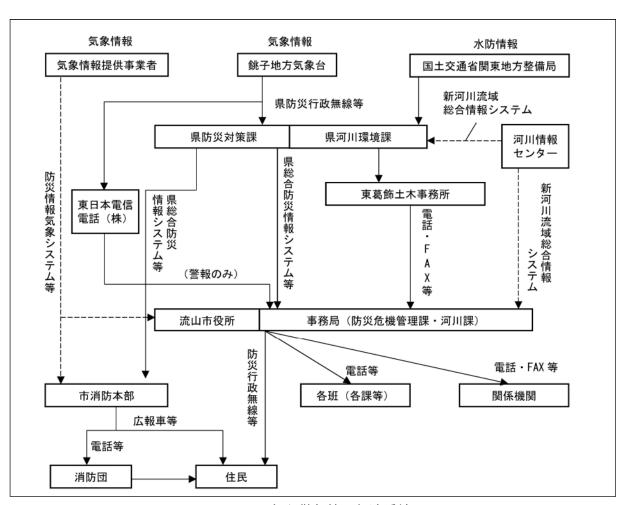


図 3-4-1 気象警報等の伝達系統

(2) 伝達方法

- ア 防災危機管理課は、気象警報等を受理したとき必要に応じて関係各課及び関係機関に伝達 するほか、防災行政無線等を利用して住民に伝達する。
- イ 消防本部は、消防機関に伝達するとともに、広報車等により住民に伝達するものとする。 なお、休日又は退庁後において気象警報等を受理した場合には、緊急性のあるものに限り 防災行政無線の遠隔操作を行い、住民に伝達するものとする。
- ウ 休日又は退庁後に気象情報等を受理した守衛は、防災危機管理課長に連絡し、指示を仰ぐ とともに、河川課長に連絡する。

2 気象警報等の種類と発表基準

(1) 注意報

表 3-4-1 気象注意報の種類と発表基準

令和5年6月8日現在 発表官署 銚子地方気象台

大雨	表面雨量指数基準	12		
入附	土壌雨量指数基準	100		
洪水	流域雨量指数基準	利根運河流域=4、大堀川流域=5.2、坂川流域=8.7		
	複合基準 注)1	利根運河流域=(6, 2.9)、大堀川流域=(6, 5.2)、 坂川流域=(6, 8.7)、江戸川流域=(6, 13.8)		
	指定河川洪水予報 による基準	江戸川 [野田]		
強風	平均風速	13m/s		
風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う		
大雪	降雪の深さ 12 時間降雪の深さ 5cm			
波浪	有義波高			
高潮	潮位			
雷	落雷等により被害が予想される場合			
融雪				
濃霧	視程	100m		
乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%			
なだれ				
	夏季(最低気温):	銚子地方気象台で 16℃以下の日が 2 日以上継続		
低温	冬季(最低気温): 下	銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以		
霜	晩霜期に最低気温 4	C 以下		
着氷・着 雪	著しい着氷(雪)が予想される場合			

注) 1 (表面雨量指数,流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

(2) 警報・記録的短時間大雨情報

表 3-4-2 気象警報の種類と発表基準

令和 5 年 6 月 8 日現在 発表官署 銚子地方気象台

	(浸水害)	表面雨量指数基準	19	
大雨	(土砂災 害)	土壌雨量指数基準	124	
		流域雨量指数基準	利根運河流域=5.1、大堀川流域=6.6、坂川流域=10.9	
洪水		複合基準 注 1)	利根運河流域= (15, 3.2) , 江戸川流域= (9, 16.7)	
		指定河川洪水予報 による基準	江戸川 [野田]	
暴風		平均風速	20m/s	
暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う	
大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm	
波浪		有義波高		
高潮		潮位		
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm	

注1) (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示しています。

(3) 気象通報組織の整備

ア 警戒レベル

避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報について、住民の自発的な避難判断等を促すため、参考となる5段階の警戒レベルも併せて提供される。

イ 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重 大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大 きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明 示して、県内の市町村ごとに発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称 (千葉中央、印旛、東葛飾、香取・海匝、山武・長生、君津、夷隅・安房)を用いる場合がある。

表 3-4-3 特別警報・警報・注意報の概要

	種類			概	
特	別	歡言	報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害 起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報	0
警			報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こ おそれがある場合、その旨を警告して行う予報	る
注	趸	意	報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそがある場合に、その旨を注意して行う予報	れ

表 3-4-4 特別警報・警報・注意報の種類と概要

		4 付別言刊 音刊 江忠刊が作扱ら例女
	警報・警報・注 報 の 種 類	概 要
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく 大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂 災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害) のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく 大きいときに発表される。
特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく 大きいときに発表される。
警報	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著し く大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
荀文	大 雨 警 報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき に発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸 水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事 項が明記される。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
警報	大 雪 警 報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき に発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき に発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたと きに発表される。

1章

総

則

_	カキ即 情報の状業・位産可能					
	警報・警報・注 報 の 種 類	概 要				
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生 するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。				
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。				
	洪水注意報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。				
	大雪注意報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 される。				
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 される。				
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたと きに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる 視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。				
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発 表される。				
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するお それがあると予想されたときに発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は避難行動 の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える 可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要と される警戒レベル3に相当。				
55.	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発 表される。				
注 意 報	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突 風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることも ある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。				
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたとき に発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想し た場合に発表される。				
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに 発表される。				
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたとき に発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起 こるおそれのあるときに発表される。				
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたとき に発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起 こるおそれのあるときに発表される。				
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれが あるときに発表される。				
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。千葉県では晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。				
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。				

(4) キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布) 等

表 3-4-5 キキクル等の種類と概要

種類	概 要
土 砂 キ キ ク ル (大雨警報 (土砂災 害) の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測 を、地図上で lkm 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫):危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤):高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大 雨警報(浸水害)の 危 険 度 分 布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪 水 キ キ ク ル (洪水警報の危険 度 分 布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫):避難が必要とされる警戒レベル4に相当。・「警戒」(赤):高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。・「注意」(黄):避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の 予 測 値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりを、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

画

3章

(5) 情報表 3-4-6 気象に関する情報の種類と発表基準

種類	発	表	基	準
記録的短時間	数年に1度しか起	2こらないような、1	時間に 100mm 以上	:の猛烈な雨を観測し
大 雨 情 報	た場合、記録的短	時間大雨情報を発	表する。	
全般気象情報、関東	気象の予報等につ	いて、特別警報・警	「報・注意報に先立	て注意を喚起する
甲信越地方気象情			表された後の経過	過や予想、防災上の注
報、千葉気象情報		î等に発表される。		
土砂災害警戒情報	まったとき、市町 対象となる市町村 長生村は除く)を 台が共同で発表す 雨警報(土砂災售 を確認することか	村長の避難指示や付け (土砂災害危険箇所特定して警戒を呼びる。なお、これを補係) の危険度分布)」	主民の自主避難の当所のない浦安市、 所のない浦安市、 がかける情報で、千 間足する情報である で、実際に危険度 要とされる警戒レー	
早期注意情報 (警報 級 の 可 能 性)	当日から翌日にか 表単位(千葉県北 にかけては日単位 発表される。大雨	いけては時間帯を区 江西部、千葉県北東部 江で、週間天気予報 <i>0</i>	切って、天気予報 部、千葉県南部)で O対象地域と同じず は[中]が予想され	2 段階で発表される。 の対象地域と同じ発 で、2 日先から 5 日先 発表単位 (千葉県) で れている場合は、災害 1 である。
火災気象通報	ときに銚子地方気 村や消防本部に伝 火災気象通報の基 ア 実効湿度が 6 イ 平均風速 13r ただし、降雨	議象台が千葉県知事 議達される。 基準は次のとおりでる 0%以下で最小湿度 n以上の風が吹く見 可(雪)を伴う時は、	に対して通報し、 ある。 が 30%以下になる 込みのとき。 火災気象通報を1	近上危険と認められる 千葉県を通じて市町 5見込みのとき。 行わないことがある。 気象台は15m/s 以上)
大 気 汚 染 気 象 通 報	この通報は、千葉	県の公害防止担当機 2関する次の通報を行 2予報	とと と と と と と と と と と と と と と と と と と と	汚染に関する気象状
利 根 川 水 系 洪水予報の通報	官が共同して、河るものである。 ア 江戸川氾濫注イ 江戸川氾濫警ウ 江戸川氾濫覧市内の対象地域は	川の水位又は流量を 三意情報 養戒情報 政険情報	之示し、以下の予報 で 乗県の通報担当官	交通大臣と気象庁長 なを関係機関に通報す で で で で で で で が で が で が で が で が で が で

(6) 特別警報・警報・注意報の伝達系統図

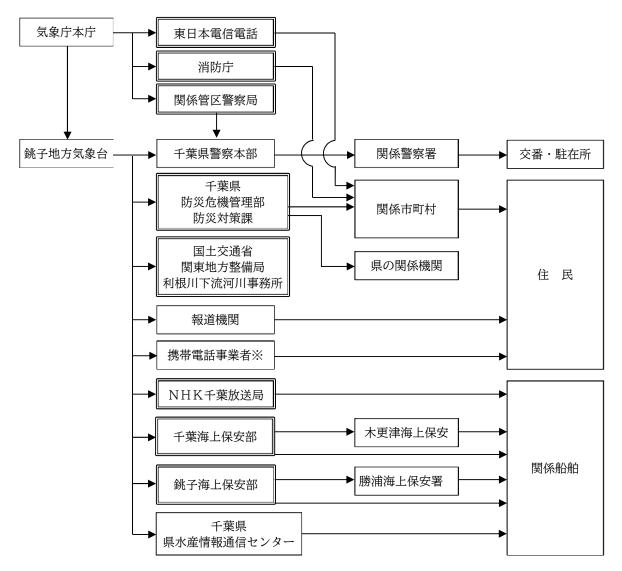


図 3-4-4 特別警報・警報・注意報等の伝達系統図

- ア 二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
- イ 太線矢印の経路は、気象業務法第 15 条の 2 によって、特別警報の通知若しくは周知の措置 が義務づけられている伝達経路。
- ウ 銚子地方気象台から千葉県庁への伝達は、「気象庁防災情報提供システム」等により行う。
- エ 障害等により上記ウの通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及び NTT 公衆回線等で行う。
- ※緊急速報メールは、気象等(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

予

防計画

3 雨量等の収集

気象状況により、相当量の降雨が予想される場合、防災危機管理課は、中央消防署、東消防署、 南消防署及び北消防署における1時間毎の雨量をとりまとめ、速やかに各課に伝達するものとす る。

第2 特別警報の伝達

【河川班・災対本部事務局・情報収集班・予防消防班】

1 特別警報の発表基準

表 3-4-7 特別警報の発表基準

特別警報名	発表基準						
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合						
	【50年に一度の値(目安)】(令和2年5月26日現在)						
	48 時間降水量が 350mm 以上、かつ、土壌雨量指数が 240 以上、又は 3 時間						
	水量が 130mm 以上、かつ、土壌雨量指数が 240 以上と予想され、さらに雨が						
	降り続くと予想される場合						
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想さ						
	れる場合						
	【数十年に一度の強度の台風】						
	中心気圧 930hPa 以下、又は最大風速 50m/s 以上						
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹						
	と予想される場合						
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合						
	【50 年に一度の値(目安)】※地点名:千葉(令和2年5月26日現在)						
	積雪深 22cm 以上(積雪深ゼロの年もあり、50 年に一度の値の信頼性が低い						
	ため、参考値である)						

2 市民への周知方法

市は、気象庁や県から通知を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに市民及び関係機関に 周知する。避難指示等を発令し、防災行政無線や広報車のほか、テレビ・ラジオ、インターネット、市ホームページ、安心メール、緊急速報メール(エリアメール)、SNS、Yahoo!防災速報、Lアラート等により市民へ最大限の警戒を呼びかける。

第3 洪水予報・水防警報 【水防】

1 洪水予報及び水防警報の伝達系統

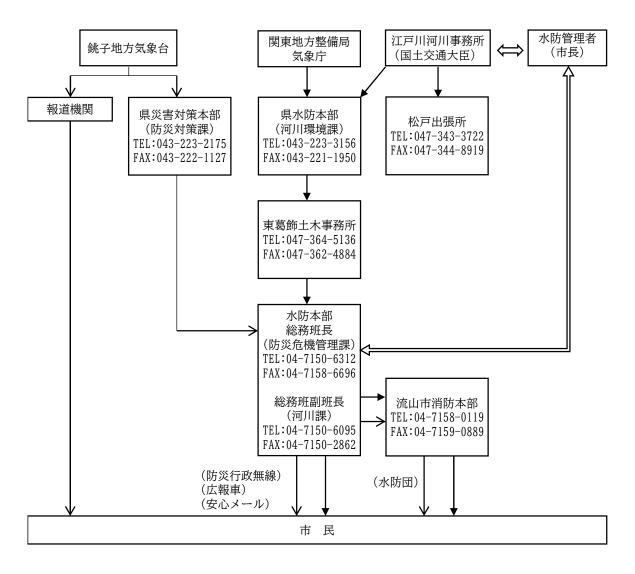
国の機関が行う洪水予報及び水防警報の伝達系統を示す。

(1) 気象庁が単独で行う洪水予報の伝達系統

国の機関が行う予・警報の種類は、気象庁が単独で行う洪水予報、関東地方整備局と気象庁が 共同で行う洪水予報及び国土交通省が行う水防警報がある。

その伝達系統と予警報を次に示す。(水防法第10条第1項、気象業務法第14条の2)

(2) 洪水予報・水防警報伝達系統概略図





気象庁が単独で行う洪水予報 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報・国土交通大臣が行う水防警報 第1ホットライン(緊急時)

(3) 予警報の種類

気象庁の水防活動に関する予警報の種類(銚子地方気象台)

種類			発表基準
	水防注意体制 判断基準		大雨によって災害が起るおそれがあると予想される場合。
	水防活動用	大雨注意報	具体的には次の条件に該当する場合である。 1 時間雨量 : 30mm
	気象注意報		土壌雨量指数基準 : 104
水防	水防警戒体制	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。
水防活動(判断基準		1 時間雨量 : 50mm 土壌雨量指数基準 : 122
の利用に適合	水防活動用 気象警報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きい と予想したとき。
に適合するもの	水防注意体制 判 断 基 準 水 防 活 動 用 洪 水 注 意 報	洪水注意報	洪水によって災害が起るおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1時間雨量 : 30mm 1時間雨量 : 20mm かつ江戸川流域雨量指数 <u>9</u>
	水防警戒体制 判 断 基 準 水 防 活 動 用 洪 水 警 報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1時間雨量 : 50mm 1時間雨量 : 30mmかつ江戸川流域雨量指数9

- 注) 1. 発表基準欄に記載した数値は、県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して 決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。近年、宅地 開発等により災害発生が多くなり、今後この数値は変わることもある。
 - 2. 警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続となる。 また、新たな注意報又は警報が発表される時は、これまで継続中の警報は自動的に解除又は更 新されて新たな注意報又は警報となる。
 - 3. この基準は、平成 26 年 10 月 9 日現在、銚子地方気象台発表の千葉県北西部東葛飾地域のものである。

関東地方整備局と気象庁が共同で行う洪水予報の種類

種類		内 容
	はん濫注意情報 (洪水注意報)	予報区域のいずれかの基準地点の水位がはん濫注意水位(警戒水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表される。
〇〇川洪	はん濫警戒情報 (洪水警報)	予報区域のいずれかの基準地点の水位がはん濫 危険水位(危険水位)に到達することが見込まれ る場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに 水位の上昇が見込まれる場合に発表される。
水 予 報	はん濫危険情報 (洪水警報)	予報区域のいずれかの基準地点の水位がはん濫 危険水位(危険水位)に到達したとき速やかに発 表される。
	はん濫発生情報 (洪水警報)	はん濫が発生した後速やかに発表される。

注) 1. 洪水予報の種類のうち、()内の記載は気象庁が単独で発表する洪水予報である。

国土交通大臣が行う水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内容	発表基準						
待機	1 増水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象庁、警報等及び河川状況により、特に 必要と認めるとき。						
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。						
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	○○川はん濫注意情報(洪水注意報)等により、はん濫注意水位(警戒水位)を超えるおそれがあるとき。また水位、流量、その他の河川状況により必要と認めるとき。						
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な 状況を明示するとともに、越水、漏水、法 崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要 とする事項を指摘して警告するもの。	○○川はん濫警戒情報(洪水警報)等により、または既にはん濫注意水位(警戒水位) を越え、災害のおこるおそれがあるとき。						
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消 した旨及び当該基準水位観測所名による 一連の水防警報を解除する旨を通告する もの。	はん濫注意水位以下に下降したとき。また ははん濫注意水位以上であっても水防作業を 必要とする河川状況が解消したと認めると き。						
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流 域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。						
地震に	地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。							

出典:平成27年度国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所「洪水対策計画書」p.3-7

予防計

画

2 洪水予報・水防警報の収集

水防管理者は、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等(以下「予警報」とする。)の有無 にかかわらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努めるものとする。

なお、水防注意体制に入ってからは、江戸川上流及びその他河川の降水量、増水の状況その他 必要な情報を収集し、その結果必要と認めるときは、庁内及び関係機関への通知、又は防災行政 無線、広報車及び安心メール等を活用して市民に周知するものとする。

(1) 雨量の観測通報

水防管理者は、国の機関が行う予警報を受けたときは、次に掲げる表及び本項の(3) 国・県・市・報道機関等が行う情報提供により、水位・雨量の情報を入手し観測を行う。

(2) 水位の観測通報

指定河川の水位の確認方法は、本項の(3) 国・県・市・報道機関等が行う情報提供のホームページ「川の防災情報」等による。

観測所 (基準地点)	水系河川名	位置	所 管	住 所
八斗島	利根川水系利根川	左 岸 58.41 km	国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事 務所	群馬県伊勢崎市八斗島町
栗橋	利根川水系 利根川	右 岸 130.60km	国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事 務所	埼玉県久喜市栗橋

観測所 (基準地点)	水系河川名	位置	所 管	住 所
西関宿	利根川水系 江戸川	右 岸 58.41 km	国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所	埼玉県幸手市西関宿
野田	利根川水系 江戸川	左 岸 39.03km	国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所	千葉県野田市中野台 (江戸川左岸野田橋下流)
大谷口新田	利根川水系 坂川	右 岸 1.5km	国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所	千葉県松戸市新松戸

(3) 国・県・市・報道機関等が行う情報提供

情報提供者	提供情報	連絡先
国	国土交通省	パソコン: <u>http://www.river.go.jp/</u>
	「川の防災情報」	携帯電話: <u>http://i.river.go.jp</u>
	· 雨量水位情報	
	・ レーダー観測情報	
	・水防警報洪水予報	パソコン:
	・ XバンドMPレーダ雨量	http://www.river.go.jp/xbandradar/
	情報	
	等	
	銚子気象台	パソコン:
	• 気象注意報警報等	http://www.tokyo-jma.go.jp/home/choshi/
	気象庁	パソコン:http://www.jma.go.jp/
県	「防災気象情報千葉 雨量と	パソコン:http://chibapref.bosai.info/
	河川の水位情報サイト	携帯電話:NTT ドコモ:
	[WINC2]]	http://chibapref.bosai.info/mobaile/do/
	· 雨量水位観測情報	SoftBank:
	• 気象注警報	http://chibapref.bosai.info/mobaile/vf/
	· 避難判断水位到達情報	au:
	等	<pre>http://chibapref.bosai.info/mobaile/au/</pre>
市	流山市防災危機管理課ホー	パソコン:
	ムページ及び安心メール	http://www.city.nagareyama.chiba.jp/
	・ 防災マップ	section/seikatuanzen/index.htm
	・防災情報	携帯電話:
	・ 避難指示等の災害情報	「テレモ自治体情報」から「流山市」を検索し事
	1 Pl. 1 I feefen 1 . 1 - 2 - 3	前登録が必要
	水防対策支援サービス	パソコン: <u>http://rc.bosai.info/</u>
	等	
その他機関	日本気象協会「tenki.jp」	パソコン:http://tenki.jp/
	各報道機関	テレビ・ラジオ

第4 通信計画

【災対本部事務局・情報収集班・予防消防班】

通信計画においては、情報収集・伝達体系や災害情報の収集・伝達に使用する通信施設の運用 等の対応を行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第2節 「第2 通信計画」

計画

第5 被害情報等収集報告取扱

【災対本部事務局・情報収集班・市各班】

被害情報等収集報告取扱においては、災害情報の分析や災害情報の一元管理・共有化、初動期の情報収集内容・情報収集体制・防災関係機関との連携・速報性・被災者・世帯の確認、報告の実施、被害の認定基準、被害報告等の伝達経路、異常現象発見者の通報義務等の対応を行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第2節 「第3 被害情報等収集報告取扱」

第6 災害広報計画

【秘書広報班】

災害広報計画においては、実施機関や広報活動、広報内容、広聴活動等に係る対応を行うこと とする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第2節 「第4 災害広報計画」

第5節 消防・救助救急・危険物等対策の計画

第1 消防活動

【消防本部・消防団・自主防災組織】

消防活動においては、消防機関の活動体制や情報通信、消防機関による火災防ぎょ活動、消防 団の活動、自主防災組織等による消火活動、応援要請等の対応を行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第3節 「第1 消防活動」

第2 救急・救助

【警防班・流山警察署・自主防災組織・自衛隊】

救急・救助においては、救出の対象者及び活動期間や救急・救助隊の出動、救急・救助活動の 原則、情報収集、伝達、救急・救助の現場活動、応援派遣要請、警察署が行う措置、自主防災組織 等による救急・救助活動、応援隊の派遣等の対応を行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第3節 「第2 救急・救助」

第3 危険物等の応急対策

【予防消防班・警防班】

危険物等の応急対策においては、災害発生時の初動や危険物流出対策、石油類危険物施設の安全確保、高圧ガス及び火薬類取扱施設等の安全確保、毒・劇物取扱施設の安全確保、危険物等輸送車両等の応急対策等の対応を行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第3節 「第3 危険物等の応急対策」

第4 惨事ストレス対策

【消防本部】

惨事ストレス対策における対応は、地震災害対策編に準じて行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第3節 「第4 惨事ストレス対策」

1章

総

則

2章

__ 災

害予防計画

3章

災害応急対策計

第6節 警備・交通規制計画

第1 災害警備計画

【消防本部・消防団・流山警察署】

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、警備活動に当たる。

1 警備体制

警察本部及び警察署は、次の状況に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

体制状況等連絡室県内に大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合
台風が接近・上陸するおそれがある場合等対策室被害程度が小規模の場合

表 3-6-1 警察署の警備体制

なお、流山警察署長は、管内の実情に応じて、県警察本部長の発令前に必要な体制を整えることができる。

大規模被害が発生、又は発生するおそれがある場合

2 災害警備活動要領

災害警備本部

災害警備活動要領における対応は、地震災害対策編に準じて行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第4節 第1「2 災害警備活動要領」

3 社会秩序の維持及び保安対策

社会秩序の維持及び保安対策における対応は、地震災害対策編に準じて行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第4節 第1「3 社会秩序の維持及び保安対策」

計画

第2 交通規制計画

【建設庶務班・道路班・県東葛飾土木事務所・流山警察署・県警察本部】

交通規制計画においては、緊急輸送道路の確保や道路管理者の交通規制措置、警察の交通規制 措置、自衛官及び消防吏員の措置命令・措置、緊急通行車両・規制除外車両の確認、交通情報の収 集及び提供、運転者のとるべき措置等の対応を行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第4節 「第2 交通規制計画」

第7節 避難計画

市は、災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、被災者及び危険地域の住民等を速やかに 安全な場所へ避難誘導するため、【警戒レベル4】避難指示の基準や伝達、誘導等の方法を定める とともに、避難住民の生活を維持するため、避難所の設置及び管理運営の方法について定めるも のとする。避難計画については、次に定めるほか、以下の対策を実施する。

■準用元

地震災害対策編 第3章 「第5節 避難計画」

第1 避難方法

【災対本部事務局・避難誘導救援班】

災害発生時の避難方法は、次のとおりとする。

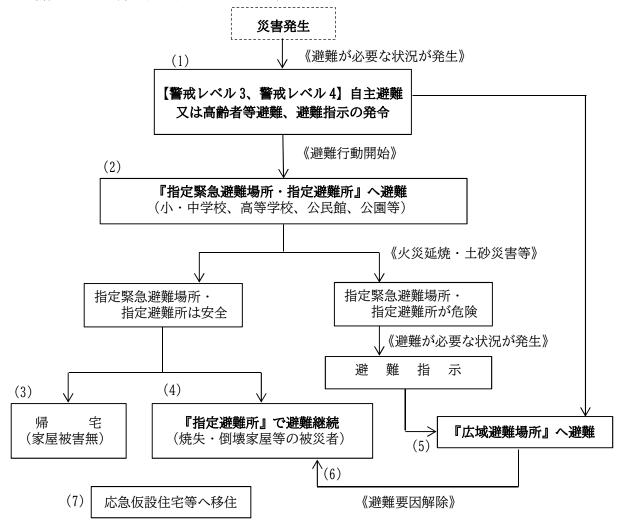


図 3-7-1 避難フロー図

画

(1) 自主避難又は【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示の発令による避難

火災や崖崩れ、浸水等の危険が迫り、住民の自主判断で避難が必要な状況が発生したり、【警戒レベル3】高齢者等避難が発令された場合は、避難行動を開始するか、若しくはいつでも避難できるよう態勢を整える。さらに、【警戒レベル4】避難指示が発令された場合は、速やかに避難行動を開始する。

なお、避難指示が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって 危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な避難場所への移動又は「屋内安全確保」等の安全確保措置を行う。

第2 避難指示等

【災対本部事務局・県・流山警察署・自衛隊】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護 し、その他災害の拡大を防止するため、市長等は関係機関の協力を得て、住民に対して高齢者等 避難の発令や避難指示を行う。

1 避難情報の種類

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、本部長は、その状況に応じて適切な高齢者等避難の発令や避難指示をするものとする。情報の発信は災害発生のおそれの高まりに応じて居住者等がとるべき行動について警戒レベルを用いて5段階に分け、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達する。

表 3-7-1 避難情報の種類

発令者	警戒レベル	種類	内 容
	警戒レベル 1相当	早期注意 情報	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への 心構えを高める。
気象庁	警戒レベル 2相当	大雨・洪水 注意報	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経 路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握
流山市	警戒レベル 3	高齢者等避難	高齢者等は危険な場所から避難(立ち退き避難又は屋内安全確保)する。高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。
	警戒レベル 4	避難指示	危険な場所から全員避難(立退き避難または、屋内安 全確保)する。
	警戒レベル 5	緊急安全 確保	指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって 危険である場合、緊急安全確保する。

[※]立退きを行うことが危険な場合は、屋内での待避等、安全確保措置をとるよう指示する。

2 避難の基準

避難指示の発令は、災害の発生により危険が切迫し、地域住民を緊急に安全な場所へ避難させ る必要があると認められるときとする。

避難基準

- ア 氾濫危険水位を突破する等洪水のおそれがあるとき
- イ 避難の必要を予想される各種気象警報が発せられたとき
- ウ 河川の上流が被害を受け、下流域において浸水の危険があるとき
- エ 火災が拡大するおそれがあるとき
- オ 爆発のおそれがあるとき
- カ 大量の有害又は有毒ガスあるいは可燃性ガス又は液体の流出等があったとき
- キ 崖崩れ等によって危険が切迫したとき、あるいは斜面において落石、亀裂、湧水、地鳴り等普 段と異なる状況(災害の兆候)が確認されたとき
- ク 建物が大きな被害を受け居住を継続することが危険なとき
- ケ その他住民の生命、身体又は財産を災害から保護するため必要と認められるとき

留意点

- ア 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換する。 イ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関 係機関との情報交換を密に行いつつ、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努 める。
- ウ 堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、避難行動の難易度(夜間や暴風の中での 避難)等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行う。
- エ 千葉県と気象庁による土砂災害警戒情報の運用が開始された場合は、これを避難指示の基準として活用する。
- オ 避難指示の発令の際には、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

江戸川、利根運河及び坂川の洪水時及び土砂災害に係る避難警戒レベル等は、次の基準を参考 に、発令する。なお、特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動 が困難になる前に早めに避難指示等を発令する。

画

表 3-7-2 江戸川、利根運河及び坂川の洪水時における避難の基準

避難	発令時の状況	住民に求める行 動	基準
【警戒レベル3】高齢 者等避難	要配慮者等に避難する開始を に避難する開始を に避難する開始を がしいのでの が高まった状況。	特時は避難(支始 は連出避始 要に間、難行難援) 上、絡品難 のと用等を がいた援動 外等常意 を計場動支行 以族非用備 が、の準 を計場動支行 以族非用備 が、の準 が、の準	 ・市に大雨警報(土砂災害)が発表され、数時間後に土砂災害発生危険基準を突破する可能性が高く、かつ、数時間にわたり継続することが見込まれる場合 ・市に大雨警報(土砂災害)が発表され、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・以下の河川で氾濫危険水位に達した場合、かつ引き続き水位の上昇が見込まれる場合 ≪氾濫危険水位≫【江戸川】 7.90m(西関宿) 8.40m(野田) 【利根運河】 8.40m(野田) 【坂川】 3.40m(大谷口新田)
【警戒レベル4】避難 指示	生し的危い状 地等発非さ をた被険と況 等か生常れ をた被験と況 等か生常れ をた被験と況 等か生常れ をた被験と別 と の切、すにれ 隣特害性判 をと をと をと をと をと をと を を を を を を を を を を	発のなち避対ち移そ合避る確 難後民難完し住避と暇屋、め。 がは行了て民難とではのようではって民難とが内生の が、動・いは行もなで命安 の中実直だい直に、場待守を	・市に土砂災害警戒情報が発表された場合 ・市に土砂災害警戒情報が発表され、その後数時間収束が見込まれない場合 ・市に土砂災害警戒情報が発表され、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・市周辺に大雨特別警報(土砂災害)が発表され、市にも発表される可能性がある場合 ・当該地区又は周辺地区で土砂災害が発生した場合 ・土砂災害の前兆現象(亀裂、湧水、地鳴り等)が確認された場合 ・ 避難指示等による立ち退き避難が十分ではない場合 ・ 河川の水位が堤防を越える場合。 ・ 堤防の決壊につながるような前兆現象(堤防の漏水・侵食等)を確認。 《氾濫危険水位》 【江戸川】 8.70m(西関宿) 9.00m(野田) 【利根運河】 9.00m(野田) 【坂川】 3.80m(大谷口新田)

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。 ※避難指示は、当該地域の発表基準に係る発令情報(注意報・警報や土砂災害警戒情報など)の解除を基本とし、気象状況等を総合的に判断した上で、解除するものとする。

情報の入手先 指定河川洪水予報:銚子地方気象台 水位: 国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所 (TEL 04-7125-7311)

千葉県: (TEL 043-223-3156:河川環境課)

3 避難対象地域

- ア 警戒すべき区間・箇所 (第2章 第4節 第1「1 重要水防区域」参照)
 - ・江戸川流域(深井新田~下花輪~南流山~木地先)
 - · 利根運河流域(流山市東深井~西深井地先)
 - ・坂川流域(野々下二丁目~大字鰭ヶ先)
- イ 避難すべき地域(第2章第4節「第2 洪水・内水ハザードマップの作成」参照)

過去の被害の実績や浸水被害結果などを踏まえながら不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて、避難指示等の発令区域を適切に判断する。

風水害等対策編

なお、浸水想定区域は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が 反映されていないことに留意する。

ウ 浸水想定区域内の地下施設及び要配慮者が利用する施設(第2章「第10節 避難対策」参 照)

浸水想定区域内における、地下施設及び高齢者・障害者・乳幼児その他の特に防災上の配慮 を要する者(要配慮者)が利用する施設においては、あらかじめ定めた避難計画に基づき円滑 かつ迅速に避難誘導を行う。

《資料 31・32》

エ 土砂災害危険箇所(第2章「第2節 地盤災害予防計画」参照) 避難指示等は、気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

4 実施機関

避難指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、 災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携をとり実施するもの とする。

- ア 市長の措置(災害対策基本法第60条、水防法第29条)
 - (ア)災害が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立ち退きの避難指示を行うものとする。
 - (イ)発令の際は、必要に応じて国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所や銚子地方気象 台、県に助言を求め、また、ホットラインなど災害時における連絡体制を構築し、平時より 十分に連携強化に努める。
 - (ウ)市長は、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、国が作成した「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)に基づき、避難指示等の判断基準の策定に努める。
 - (エ)避難指示についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
 - (オ)避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯にお ける高齢者等避難の発令に努めるものとする。

防

計画

イ 警察官の措置(災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条)

警察官は、災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある事態が発生し、市長が措置をとることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、直ちに当該地域住民に避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。なお、立ち退きを指示した場合は、直ちに市長へ通知する。

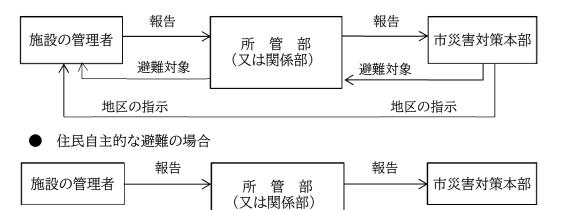
ウ 自衛官の措置(自衛隊法第94条)

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に当該区域からの退去を命じることができる。

エ 知事の措置(災害対策基本法第60条第6項、水防法第29条、地すべり等防止法第25条) 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと きは、市が実施すべき立ち退きの避難指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実 施する。

知事又はその命を受けた県職員は、河川の氾濫により著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対し避難のための立ち退きを指示するものとする。

● 市災害対策本部からの避難指示の場合



《様式 14》

図 3-7-2 避難指示の系統図

5 避難指示の内容

避難指示の内容については、地震災害対策編に準ずる。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第5節 第2「5 避難指示の内容」

6 避難指示の周知

避難指示の周知における対応は、地震災害対策編に準じて行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第5節 第2「6 避難指示の周知」

第3 警戒区域の設定

【災対本部事務局・警防班・流山警察署・自衛隊】

1 実施機関

(1) 市長(災害対策基本法第63条第1項)

住民の生命に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りの制限・禁止又は退去を命じるものとする。

設定の際、必要に応じて国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所や銚子地方気象台、県に 助言を求め、また、ホットラインなど災害時における連絡体制を構築し、平時より十分に連携強 化に努める。

(2) 警察官(災害対策基本法第63条第2項)

警察官は、市長若しくはその職権を行う職員が現場にいない場合、又はこれらの者から要請が あった場合、市長の権限を代行するものとし、直ちに市長に対して通知するものとする。

(3) 自衛官(災害対策基本法第63条第3項)

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長及び警察官が現場にいない場合に限り、市長の 権限を代行するものとし、直ちにその旨を市長に通知するものとする。

(4) 消防及び水防職員(消防法第28条、水防法第21条)

消防及び水防職員は、消防・水防活動を確保するために警戒区域を設定し、防災関係者以外の者の当該区域への立入りを制限し若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができる。

2 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行うものとする。

計

画

第4 避難のための立退き 【水防】

洪水、高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、流山警察署長にその旨を通知するものとする。

水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を所轄建設事務所長に速やかに報告するものとする。

水防管理者は、流山警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

第5 避難誘導

【避難誘導救援班】

避難誘導については、次に定めるほか、以下の対策を実施する。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第5節 「第4 避難誘導」

市職員、警察官、消防職員その他の避難措置実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう 避難場所等への誘導に努める。誘導に当たっては、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

- ア 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿及び個別避難計画は、本人の同意を得た上で(市町村の条例に特別の定めのある場合を除く)、消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の市地域防災計画で定める関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。
- イ 市は、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・ 知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、洪水・内水・高潮ハザードマップ等を 踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確 保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって 危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める ものとする。

また、風水害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ高齢者等避難情報の発令とあわせて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

風水害等対策編

ウ 市は、大規模風水害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公 共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住 民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、風水害時の具体的な避 難・受入方法を含めた手順を定めるよう努めるものとする。

第6 指定緊急避難場所・指定避難所の安全確保

【警防班・流山警察署】

指定緊急避難場所・指定避難所の安全確保においては、消防署や警察署と連携して対応を行う こととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第5節 「第5 指定緊急避難場所・指定避難所の安全確保」

第7 指定避難所等の開設

【避難誘導救援班】

避難誘導救援班は、風水害によって住居の使用が困難になった被災者、高齢者等避難及び避難 指示に従って避難した住民を一時的に滞在させる場所として、避難所を開設する。

なお、災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料 35》」を参照することとする。風水害時における指定避難所等の開設についての対応は、地震災害対策編に準じて行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第5節 「第6 指定避難所等の開設」

第8 避難所の運営

【避難誘導救援班】

指定避難所の運営責任は市とし、各避難所マニュアルに基づき、市が避難所運営組織と協力して運営を行うものとする。

また、県が作成した「災害時における避難所運営の手引き」及び「災害時における避難所運営マニュアル〜新型コロナウイルス感染症への対応編〜」を参考とし、被災者のプライバシー及び安全の確保に努めるとともに、要配慮者や女性への配慮、ペット対策、感染症対策及び性暴力・DV の発生防止などについても適切に対応するよう努めるものとする。

則

予

防

計画

さらに市は、避難場所や避難所に避難した多様な人の受け入れについて定めるよう努めるもの とする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第5節 「第7 避難所の運営」

第9 広域一時滞在

【避難誘導救援班】

市は、災害の規模、避難所の受入状況、避難の長期化等を考慮し、被災区域外への広域的な避難が必要であると判断した場合において、県内については当該市町村に直接協議、又は県に受け入れ先を要請し、県外については、県を通じて広域一時滞在に関する支援を要請するものとする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第5節 「第8 広域一時滞在」

第10 避難所外被災者への対応

【避難誘導救援班】

自宅近くに避難でき、プライバシーも保てる等の利点により、指定避難所以外の自動車やテント等へ避難する被災者、また、親戚等を頼って市外へ避難する被災者が多く発生することが想定 される。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第5節 「第9 避難所外被災者への対応」

第11 他自治体からの避難者の受入れ

【救援庶務班・避難誘導救援班】

市は、他自治体からの避難者の受入れについて要請があった場合、若しくは、災害の規模、被 災者の避難状況等を考慮し、必要があると判断した場合は、他の自治体からの避難者を受け入れ るものとする。また、東日本大震災の経験を踏まえ、支援を行うものとする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第5節 「第10 他自治体からの避難者の受入れ」

第8節 医療救護·防疫等活動計画

医療救護・防疫等活動計画においては、医療救護活動や防疫活動、保健活動、行方不明者の捜索及び遺体収容埋葬計画、動物対策等の対応を行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章「第6節 医療救護・防疫等活動計画」

第9節 救援計画

救援計画においては、応急給水や食糧・生活必需品等の配布、緊急輸送、労働力の確保、災害 救助法に基づく従事者の雇用等の対応を行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章「第7節 救援計画」

第 10 節 広域応援要請計画

広域応援要請計画においては、市町村相互の応援や県及び国に対する応援要請、消防機関相互 の応援、水道事業体等の相互応援、資料の提供及び交換、応援受入体制の確保と経費の負担、民 間団体等に対する協力要請、市の受援体制の整備等の対応を行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章「第8節 広域応援要請計画」

第 11 節 自衛隊派遣要請計画

自衛隊派遣要請計画においては、災害派遣要請の基準・範囲・手続や自主派遣、災害派遣部隊 の受入体制・撤収要請、経費負担区分に係る対応を行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章「第9節 自衛隊派遣要請計画」

第12節 生活関連施設等の応急復旧計画

市は、地震や豪雨による土砂災害の危険箇所や危険物施設等について、速やかに点検及び応急措置等を実施し、二次災害の防止に努めるものとする。

また、都市生活の基盤をなす水道・下水道・電気・ガス・通信・交通機関等のライフライン施設等の被害は、都市機能を麻痺させ、住民の生活や社会活動にきわめて大きな影響を与えることは、阪神・淡路大震災及び東日本大震災などで明らかである。このため、市及び各事業者は相互に連携を図り、応急復旧や二次災害の防止活動に努めるものとする。

第1 ライフライン施設等の応急対策

【災対本部事務局・秘書広報班・給水工務班・ライフライン関係機関(東京電力パワーグリッド (株)東葛支社・東日本電信電話(株)千葉事業部・(株)NTTドコモ千葉支店・KDDI(株)・ 京和ガス(株)・京葉ガス(株)東葛支社)】

水道、下水道、電気、ガス及び通信等のライフライン施設は、住民の日常生活及び社会経済活動、災害発生時における被災者の生活確保等の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。これらの施設が風水害により被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、麻痺状態となることが予想される。このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、迅速に応急復旧体制を整備するものとする。

ライフライン施設の応急対策活動を迅速に進めるためには、災害発生後各施設の被害状況を速 やかに把握して、それに対応した応急対策計画を策定し、実施していく必要がある。このため各 ライフライン事業者は、被害情報の収集・伝達体制を確立するものとする。

また、災害の規模によっては、本市だけでなく広範囲かつ大量にライフライン施設の被害が発生し、当該事業者だけでは復旧が進まないこともある。こうした場合に備えて各事業者は、相互に連携を図りつつ、県内及び県外の同業者に協力を求めて応援体制を確立し、円滑な対策の実施を図るものとする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第10節 「第1 ライフライン施設等の応急対策」

第2 道路・橋梁

【道路班】

風水害時の避難、救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設をはじめ、道路等の公共土木 施設は、住民の日常生活及び社会経済活動はもちろんのこと、風水害時の応急対策活動において も極めて重要な役割を果たすものである。

したがって、これらの施設についての応急対策実施体制を整備し、迅速な対応を図るものとする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第10節 「第2 道路・橋梁」

第3 交通施設

【各鉄道機関・各バス会社】

風水害時の交通施設の応急対策においては、地震災害対策編を準用し、各鉄道機関やバス会社 と連携して対応する。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第10節 「第3 交通施設」

第4 その他公共施設

【建設庶務班・河川班・物資輸送班】

災害が発生した場合、河川、急傾斜地崩壊防止施設の被害状況を速やかに把握し、各施設の機能確保を図るため、各機関は災害活動を実施するとともに応急措置を行うものとする。その他公共施設については、次に定めるほか、以下の対応を実施する。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第10節 「第4 その他公共施設」

(1) 河川管理施設

出水等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けた時、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して施設の応急措置を行う。

予

防

計画

(2) 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けた時、又はそのおそれのある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(3) 農業用施設の応急復旧

具体的な技術対策については、「農林業災害対策資料(千葉県農林水産部作成)」を参照するものとする。

ア 水害直前の対策

水害が予想されるときは、河川の堤防の補強、土のうの配置、あるいは臨時の堤防を築く 等のほか、ポンプ排水等を行って洪水の防止に努める。また、被災物を外に移動することも 行われる。しかし、農林災害の対象となるものの多くは移動が不可能である。

水害の予想されるときは、溝を補修して水はけをよくしておくこと、排水のための準備、 避難の準備をしておくこと等も重要である。

イ 災害後の対策

(ア) 点検

土地改良区は、調整池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設について点検を 行う。農道については、市において通行の危険等の確認、点検を行う。

(イ) 用水の確保

土地改良区は、調整池、用水施設、幹線管水路について、人命、人家、公共施設等に被害を 及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

(ウ) 排水の確保

土地改良区は、排水機による常時排水地帯について、可搬ポンプを確保し、優先的に排水 を行う。

(エ) 農道の交通確保

市は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。

第13節 応急教育計画

応急教育計画においては、児童・生徒の安全確保や応急教育の実施、教材・学用品の調達及び 配給方法、授業料等の減免・育英補助、給食措置、文化財の保護等の対応を行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章「第11節 応急教育計画」

第14節 障害物の除去・清掃計画

障害物の除去・清掃計画においては、障害物の除去や廃棄物処理、し尿処理等の対応を行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章「第12節 障害物の除去・清掃計画」

第 15 節 公的住宅等の提供及び住宅の応急修理計画

公的住宅等の提供及び住宅の応急修理計画においては、応急仮設住宅の供与・建設、公的住宅 等の提供、建物の応急対策、建設資材の確保、罹災証明書の交付体制の確立等の対応を行うこと とする。

■準用元

地震災害対策編 第3章「第13節 公的住宅等の提供及び住宅の応急修理計画」

第16節 ボランティア協力計画

ボランティア協力計画においては、ボランティアの活動分野やボランティアとして協力を求める個人・団体、ボランティア参加の呼びかけ、ボランティアの受入窓口、連携体制及び受入体制の確保、災害ボランティアセンター運営スタッフ等の要請等の対応を行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章「第14節 ボランティア協力計画」

予

3章

第17節 要配慮者等の安全確保対策

市は、市社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、避難支援関係者等と協力し、避難誘導、安 否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等、あらゆ る段階で要配慮者の実情に応じた対応及び安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとす る。

また、応急救助活動の実施に当たっては、市職員だけでなく地域住民やボランティア組織等、地域全体での協力体制を確保するものとする。

第1 避難誘導等

【避難誘導救援班】

避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画 により避難支援者による避難誘導、支援を行う。

1 避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

- ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を 避け、安全な経路を選定すること。なお、この場合、避難者の誘導措置を講じること
- イ 危険な場所には、表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置すること。
- ウ 状況により、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。
- エ 高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難 誘導を行うとともに、市職員及び民生委員等による避難確認を行うこと。

2 避難順位

避難誘導は移動若しくは歩行困難な者を優先して行うものとするが、その優先順位等については、避難行動要支援者の全体計画等に基づき、市が定めるものとする。

3 緊急入所等

市は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が 困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、 ショートスティ、緊急入院等により対応を行うものとする。

第2 社会福祉施設等における安全確保対策

【救援庶務班】

在宅要配慮者の安全対策においては、情報の伝達や救助及び避難誘導、搬送及び受入先・介護 職員等の確保、巡回相談の実施、食糧、飲料水及び生活必需品等の調達、ライフライン優先復旧 等の対応を行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第15節 「第2 社会福祉施設等における安全確保対策」

第3 在宅要配慮者の安全対策

【避難誘導救援班】

在宅要配慮者の安全対策においては、要配慮者自身の対応や安否確認、救助、搬送体制・福祉 避難所の確保、要配慮者の状況調査及び情報の提供、食糧、飲料水及び生活必需品等の確保及び 配布を行う際の要配慮者への配慮、保健・医療・福祉巡回サービス、保健・福祉相談窓口の開設 等の対応を行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第15節 「第3 在宅要配慮者の安全対策」

第4 外国人の安全確保

【秘書広報班·避難誘導救援班】

外国人の安全確保においては、外国人の避難誘導、安否確認・救助、情報の提供、外国人相談 窓口の開設、語学ボランティアの活用等の対応を行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章 第15節 「第4 外国人の安全確保」

3章

第 18 節 雪害対策

【災対本部事務局・建設庶務班・物資輸送班・警防班】

1 道路の除雪作業

(1) 除雪目標

除雪は主要市道及び通学路を主とし、次の区分により行うものとする。

表 3-18-1 除雪目標

区		分	種	5	别	除	雪	目	標
車	道	船	バス路 立 体 主要市	線 急 交 道 急	差	2 車線幅員確 車線幅員で作		するが状況によっ る。	っては、1
歩	、呆	44	歩 i	道	橋	歩道橋及び	尺前広場の歩	道は特に留意し	、積雪の
少	道	部	駅前	広	場	あった場合は	は、早朝に除	雪する。	

(2) 除雪作業配備

状況に応じ、土木関係業者の協力を得て人力と機械力による共同作業を行う。

(3) 道路管理

日影等の危険な箇所については、交通規制等必要な措置を講じるほか、砂及び凍結防止剤等の 諸資機材を準備し、早期に対応するものとする。

(4) 消防職(団)員の出動

本部長は、緊急輸送道路を確保するため、また緊急に除雪作業を行うため必要があると認めるときは、消防長に次の事項を明らかにして応援要請するものとし、消防長は、要請内容について職(団)員を出動させるものとする。

- ア 応援出動を要する期間
- イ 応援出動を要する人員
- ウ 担当路線名並びに区間
- エ 作業用器具の種別、数量

(5) 一般住民への要請

本部長は、市が行う除雪活動以外に必要があると認めるときは、自主防災組織及び自治会等に対し、協力を要請するものとする。

2 農作物の雪害応急対策

市及び農業協同組合等を通じて被害状況を迅速に把握するとともに、適切な指導による除雪及 び融雪の促進に努める。また、以下の応急対策を実施するとともに、農作物の発育の回復及び病 害虫防除に努めるものとする。

(1) 野菜

- ア 降雪後は急激に気温が低下することが多いので、ビニールハウスやトンネルに定植したものは寒害を予防するため、夜間の保温に注意を要するが、この際、暖房器具の故障、調整等に注意しなければならない。
- イ 露地野菜も降雪による凍害を受け易いので、できる限り除雪及び融雪の促進、融雪水の配 水に努める。融雪後は追肥、薬剤散布等による病害予防によって発育の回復を早めるように する。

(2) 果樹

- ア 融雪が遅れると、枝折れ、裂傷のほか生理障害を起こすことがあるので、雪の上に黒土、 灰等をまいて融雪を促進する。ただし、雪で埋った幼木や下枝の除雪は、気温が低い場合に 行うとかえって凍害をうけるので注意する。
- イ 融雪期間が長くなると、湿害が起こり易いので溝を掘って排水をよくする。
- ウ 裂傷樹は、折れた部分で切り取り、剪定時に切りもどし、切口を削って保護剤を塗るか裂 傷した樹を結束し、保護剤を塗り支柱を立てる。

(3) 花き

- ア 降雪後は、直ちに除雪や融雪に努め、施設付近に堆積しておかないこと。 融雪の際は湿害に注意し、二次的な病害から守る。
- イ 露地ものについては、湿害を防ぐため、明きょを掘るなどの排水対策を行う。

第19節 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅の抑制や帰宅困難者への情報提供、一時滞在施設への誘導、徒歩帰宅支援等の対応を行うこととする。

■準用元

地震災害対策編 第3章「第16節 帰宅困難者対策」